

〈自転車安全運転に関する小冊子・プレゼント〉 自転車運転、大丈夫ですか？

テレビ・新聞等各種メディアで自転車に関する事故が報道されています。

自転車を運転しているご自身のおケガはもちろん。自転車の運転で相手の方を傷つけ、裁判で多額の損害賠償を命じられる事故が発生しています。

皆様おかれましては当事者になることの無いよう、自転車を運転される方にはますますのご注意を頂きたく宜しくお願いします。

弊社では、自転車の安全運転に関する小冊子を用意しております。電話・メールでお申し出頂いた方には、小冊子を進呈させていただきます。多くの方にお問い合わせ頂きますよう、宜しくお願いします。

問い合わせ先

株式会社 エス・ハート

(岩沼本社) TEL:0223-24-4170

(仙台営業所) TEL:022-307-3188

e-mail:a-satou@s-heart.com (ホームページ、「お問い合わせ」をご参照下さい。)

次ページに 新日本保険新聞 2013. 7. 15 記事 を掲載しましたのでご覧ください。

(新日本保険新聞様のご厚意によりご掲載しております。)



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪府西成区本町1丁目5-15
郵便番号550-0004
電話 (06) 6225-0550 (代売)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2100円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2013

www.shinnihon-ins.co.jp
faceface
(2013年12月31日まで)
※1月と7月に変更します。

少年の自転車事故で 9,500万円賠償命令

神戸地裁の判決 母親の監督責任を認める

2008年9月に神戸市で発生した少年(現16歳)の自転車にはねられ、今も意識不明状態の女性(70歳)の夫と女性に傷害保険金を支払った損害会社が、少年の母親(40歳)に対し、合計約1億9500万円の損害賠償を求めた裁判が7月4日に神戸地裁であった。同地裁の田中重典裁判官は「自転車の運転に随する十分な注意を怠っていた」として、母親に対し合計約9500万円の賠償を命じた。

被害女性の夫と損害会社が訴訟 坂の下りで衝突、未だ意識戻らず

判決の因習によると、少年(当時)は小学生5年生(10歳)で、2008年9月22日午後5時30分、神戸市北区の坂道をマウンテンバイクで時速20〜30キロの速度(兵庫県警の鑑定)で下っていたと認められた。少年は坂道から衝突、約1メートルは後方に倒れ、頭を強く打ち、頭骨骨折の重傷を負った。現在意識不明の状態にあり、回復の見込みはないとされている。

判決の因習によると、少年(当時)は小学生5年生(10歳)で、2008年9月22日午後5時30分、神戸市北区の坂道をマウンテンバイクで時速20〜30キロの速度(兵庫県警の鑑定)で下っていたと認められた。少年は坂道から衝突、約1メートルは後方に倒れ、頭を強く打ち、頭骨骨折の重傷を負った。現在意識不明の状態にあり、回復の見込みはないとされている。

判決の因習によると、少年(当時)は小学生5年生(10歳)で、2008年9月22日午後5時30分、神戸市北区の坂道をマウンテンバイクで時速20〜30キロの速度(兵庫県警の鑑定)で下っていたと認められた。少年は坂道から衝突、約1メートルは後方に倒れ、頭を強く打ち、頭骨骨折の重傷を負った。現在意識不明の状態にあり、回復の見込みはないとされている。

www.shinnihon-ins.co.jp
faceface
(2013年12月31日まで)
※1月と7月に変更します。

被害女性の夫と損害会社が訴訟
坂の下りで衝突、未だ意識戻らず
1億近い支払い命令が出れば大変な負担になる。そのため個人賠償責任保険やT&Mマーク付帯保険(自転車安全装備店で購入または点検整備を行う基準に合格した自転車に貼付。相手と自分の生命・体を補償。保険期間1年)による備え、また、自転車利用中の事故にあってもなかなか自転車の安全な乗り方や交通ルールを熟知しているわけではなく、思うと、そこで地域に根ざした代理店が自転車の安全な乗り方やルールについて顧客や地域に情報提供や発信をした。

神戸地裁の判決
母親の監督責任を認める
この神戸地裁の判決で、加害者である少年に対し、その親権者である母親が少年の自転車利用に対し、指導や注意が不十分だったことによる監督責任に言及して賠償命令を下した。しかも被害女性の夫だけでなく、

<小冊子>「これで安心！自転車ライフ」



<高額賠償事故例>

①小5男子が自転車ではね寝たきり、親に9,500万円賠償命令。(2013年 神戸地裁)

小学5年の男子児童の自転車にはねられて寝たきりの状態になったとして、被害者女性（67）の家族と保険会社が、男児の母親（40）に損害賠償を求めた訴訟の判決で、母親に計約9500万円を支払うよう命じた。

判決によると、坂を自転車に乗って時速20～30キロで下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態になった。裁判官は判決理由で、児童の前方不注意が事故の原因と判断。

②自転車事故で1,300万円賠償命令（裁判所呼び出し放置）（2009年 大阪地裁）

交差点で自営業の女性（69）が大けがをした自転車同士の事故をめぐり、大阪地裁が、パートの女性（60）に約1300万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。パート女性は裁判知識にうとく、裁判所からの呼び出しも放置していた。

判決などによると、事故は加害者女性が自転車で左折しようとした際、直進の自転車と衝突、被害者女性がバランスを崩して転倒した。運悪く転倒場所に石があり、股（こ）関節や肩の骨を折る重傷を負った。

一方、被害女性は治療費のほとんどを自己負担し、後遺症などで仕事もできなくなり廃業。当然、加害者の対応は不誠実と映り、刑事告訴とともに損害賠償を求めて民事訴訟を起こした。民事訴訟では地裁から出頭を2度命じられたが、「勤務先はぎりぎりの人数で交代できない。休んだら迷惑をかける」と放置したという。

加害者女性は毎日自転車通勤しており、事故は初めてだった。判決では「一時停止しなかった」と過失を指摘されたが、パート女性の自転車には傷一つなく、スピードは出していなかったつもりだった。

パート女性は「衝撃は軽かったのに、なぜこんなことに…。自転車事故でこんな高額な賠償金が求められるなんて本当に知らなかったんです。自転車保険に入っておけばと、悔やんでも悔やみきれません」と話している。